

大分県防災ヘリコプター緊急運航基準

第1 救急活動

1 出動基準にあつては、次のとおりとする。

(1) 大分県防災ヘリコプター緊急運航要領第4及びヘリコプターによる救急システムの推進について(平成12年2月7日付 消防救第21号 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン)に該当するもの。

(2) 山村、離島等からの救急患者の搬送。

山村、離島等の交通遠隔地から緊急傷病者の搬送を行う必要がある場合、救急車で搬送を行うよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合(交通遠隔地からの傷病者搬送)。

(3) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送。

山村、離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び器材等を搬送する必要があると認められる場合。

(4) 高度医療機関への転院搬送(県外搬送)。

高度医療機関での処置が必要であり緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合。

2 ドクターヘリとの連携

多数傷病者が発生した場合や、山中等の事故で防災ヘリが救助した傷病者を医療機関に直接搬送し、又は、救急車に引き継いで搬送するよりも、救命等の観点からドクターヘリに引き継ぐ必要があると判断した場合においては、ドクターヘリに引き継ぐことができるものとする。

3 搬送適応除外

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の感染症類型に基づく、一類感染症(疑似症、無症状病原体保有を含む。)、二類感染症(疑似症を含む。)、指定感染症、新感染症に該当すると診断された傷病者は搬送適応外とし、その他の感染症患者については、疾病及び傷病者の状態に応じて対応するものとする。また、二次被曝及び二次汚染のおそれのある被曝者についても、搬送は行わないものとする。

第2 救助活動

出動基準及び救助対象要救助者にあつては、次のとおりとする。

(1) 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難で、屋上等からの救出が必要と認められる場合。

(2) 山岳事故及び水難事故等における救助(搜索)

ア 山岳事故及び水難事故において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場

合。

イ 救助対象要救助者とは、救命の可能性がある要救助者を対象とし、一見して死亡が明らかでない場合（頭部離断、体幹部離断、腐敗）は「明らかな死亡」と判断し、原則として救助対象としない。（非代替性で要請があった場合も同様とする。）

ウ 海上の水難事故については、海上保安庁（以下「海保」という。）が主体となり活動するが、防災航空隊が対応するのは以下のとおりとする。

①救助可能な範囲は2海里（約3.7km）以内とする。また、2海里以上は捜索のみの対応とする。ただし、捜索は消防の主体的な任務でないため、消防機関には①海保、②県警航空隊、③防災航空隊の順で要請してもらうこと。

②捜索の場合は、発生からおおむね24時間以内の対応とする。ただし、運航責任者が必要と認める場合はこの限りではない。

(3) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

高速自動車道及び自動車専用道路上の事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合。

(4) その他、特に防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合。

第3 火災防御活動

出動基準にあつては、次のとおりとする。

(1) 林野火災における空中消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要が認められる場合。

(2) 情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

(3) 消防隊員、資機材等の搬送。

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

(4) その他火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

第4 災害応急対策活動

出動基準にあつては、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握、情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

(2) 救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送す

る必要があると認められた場合。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報・避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合。

(4) その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。